

兵庫県環境審議会鳥獣部会（第2回）議事録

- 1 日時：令和4年3月14日(月)
- 2 場所：兵庫県土地改良会館
- 3 審議事項
 - (1) 第13次鳥獣保護管理計画について
 - (2) ニホンジカ管理計画について
 - (3) イノシシ管理計画について
 - (4) ツキノワグマ管理計画について
 - (5) ニホンザル管理計画について
 - (6) 追加諮問について
 - (7) 総括
- 4 委員の出欠

委員出席者

部会長	江崎 保男
委員	福島 清孝
委員	太田 英利
委員	高畑 由起夫
委員	谷口 誠司
委員	築山 佳永
委員	中澤 明吉
委員	横山 真弓

計 8名

欠 席 者

会 長 鈴木 胖

副 会 長 中瀬 勲

計 2名

5 部会の成立

兵庫県環境審議会条例第5条第2項の規定に基づき、兵庫県環境審議会鳥獣部会委員（委員及び特別委員）8名中、8名の委員の出席により会議は成立。

6 議事

(1) 第13次鳥獣保護管理計画について

(B委員)

資料(5-1)について、資料2ページ目の「被害発生地域にかかる記載」において、1)の被害を発生させている獣種を明確にするため、「イノシシによる市街地等における生活環境被害」と記載を改めたほうがいいのでは？

(事務局)

ご指摘のとおり記載を改めます。

(H委員)

資料(5-1)について、資料4ページ目の「学校教育における鳥獣保護管理思想を学ぶ機会の創出」にかかる記載は、パブコメ等の意見を反映させて追記したとのことであるが、意見の意図としては、指導カリキュラムとして鳥獣保護管理思想を学ぶ機会を位置づけるべく文科省および教育委員会を巻き込んで調整を行っていくべきという趣旨であると思われる。

県として今後、そのような動きを進めていく方針ということか？

(事務局)

現時点で具体の調整を行うまでには至っていないが、今後、関係各所と調整を行っていきたいと考えている。

(2) ニホンジカ管理計画について

(A委員)

資料(6-1)について、7ページ目の管理ユニット区分をまとめた表の中の備考欄

に記載されている内容は、ユニットを区分する際の条件なので、備考ではなく条件項目として記載すべき。

(事務局)

ご指摘のとおり表を修正します。

(C委員)

資料(6-1)について、5ページ目の「生息数推定の精度向上に向けた見直し」について、これはデータの蓄積により推定手法が向上したということか。

(事務局)

データ分析モデルの解像度を高めた結果である。

具体的には、従来、全県的な単一情報を採用していたものから、メッシュ毎の局地的な情報を取り入れる手法に変更したことでより精度が向上した。

(H委員)

資料(6-1)について、7ページ目のユニット区分について、ユニット1のSPUE目標値として現状維持を掲げているが、香美町・新温泉町もかつてはそこまで被害が深刻な状況ではなく、現状維持を目標としていたものの、現在は深刻な状況にある。

このような過去の経緯も踏まえ、ユニット1については、生息数の維持だけではなく、分布拡大値などについて、より踏み込んだ記載を検討したほうがいいのでは？

(事務局)

管理計画は5年間の大枠の計画であり基本的な計画を示している。各ユニットにおける個々の対策については、生息状況が年々変化していくことを踏まえ、年度別管理計画において定めることとしている。

(H委員)

個々の対策については、年度別実施計画で定められることは承知しているが、

【方策】の中でシカの分布拡大を止めるための記述を追記したほうがいいと思う。

(事務局)

ご指摘の通り分布拡大に対する基本的な方策について追記します。

(3) イノシシ管理計画について

(H委員)

資料(6-2)について、5ページ目の管理目標に関する記載のうち、「(2) 生息密度指標の低減」とあるが、目標として指標の低減はふさわしくないので、「生息密度の低減」に修正すべき。

(事務局)

ご指摘の通り、記載を改めます。

(A委員)

イノシシによる農業被害金額とシカによる農業被害金額をどのように判別するのか？

(事務局)

農業被害を受けた農家等が、農地の被害状況から獣種を判断して市町へ被害報告したものを集計している。

(C委員)

資料(6-2)について、4ページ目の豚熱にかかる記載であるが、県内の養豚場でも豚熱感染個体が確認されているのか？

(事務局)

現時点では県内の養豚場において豚熱感染個体は確認されていない。

(C委員)

捕獲されたイノシシに関して、体系的なサーベイランス調査を実施しているのか？

(幹事)

経口ワクチンを散布している地域で捕獲された野生イノシシに対しては、効果検証のためサーベイランスを実施しており、現在600頭近くを検査している。また、死亡野生イノシシではこれまで100頭近く検査をしており、合計700頭程度サーベイランスを実施している。

(A委員)

豚熱ウイルスの起源は、野生イノシシからなのか、養豚場の家畜からなのか。

(幹事)

昔からある病気で、イノシシにも豚にも共通して感染することもあり、現時点でその起源までは世界的にも解明されていない。

(4) ツキノワグマ管理計画について

(A委員)

資料(6-3)の3ページ目について、今回の計画から地域個体群および管理ユニットという概念を導入することであるが、それぞれの地域個体群においてどのような条件で狩猟を解禁するかなどの説明を再度してほしい。

(事務局)

再度説明。

(H委員)

ツキノワグマの広域管理については、全国的にも先進的なものであり、非常に重要な取り組みが今後実施されることになるが、特に兵庫県は2つの地域個体群を有しているため、隣接府県と情報共有を密にしながら、慎重に管理を行っていただきたい。また、県民に対しても新たなツキノワグマ管理について、適宜情報提供を実施し、理解をもらいながら進めていただきたい。

(事務局)

ご指摘の点についても注意しながら取り組んでいきたいと思えます。

(5) ニホンザル管理計画について

(A委員)

資料(6-4)7ページ目の別表2の「被害対策レベル判定」は、電気柵の設置割合を元に評価するとのことであるが、人間側の対策努力を測る目安としては電気柵の設置だけか？

(事務局)

電気柵の設置割合だけでなく、追い払いの実施状況を含めた総合判断もあり得ようかと思うが、これは今後の研究内容を見ながら、必要に応じて改訂していきたい。

(D委員)

資料(6-4)7ページ目の「被害対策レベル判定」について、様々な対策を講じているにもかかわらず、被害が減らない場合は、より踏み込んだ被害対策を実施するという計画改定の趣旨が少々伝わりにくい表現となっているため、より直接的な表現へ修正すべき。

(事務局)

記載を修正する方向で検討します。

(6) 追加諮問について

直径12cmを超えるくくりわなの使用制限解除地域に姫路市家島町を追加すること及びツキノワグマの狩猟禁止について、委員からは特段の意見なし。

(7) 総括

(A委員)

全体を通して、ご意見があればご発言願います。

(C委員)

計画策定とは直接関係のない内容かもしれないが、シカ・イノシシ・サルに関しては、農林業被害が発生しているが、ツキノワグマについては農業被害にどのような影響を与えているのか？京都府で林業被害調査に携わっていた時は、ツキノワグマによる被害が多かったが、兵庫県の場合はどうか？

(事務局)

資料(7-3)のツキノワグマ管理計画の資料編の15ページに、ツキノワグマによる農林業被害の状況を掲載している。農業被害については、但馬地域での梨園での被害などが報告されている他、林業被害については、スギ人工林などにクマ剥ぎの被害が報告されている。

京都府の場合は、植林地が広域に広がっているため、環境的な要因により、被害報告が多いのではないかと推察する。

(B委員)

中山間地域を中心に、被害対策の担い手が高齢化しており、農業被害が減らずに困っているという声は多い。

かつてに比べ、集落支援は充実したものになっていっているものの、集落機能自体が低下してきていることも踏まえ、引き続き、集落支援に取り組んでいただきたい。

(F委員)

近年植林が増えてきたことから、シカの食害への関心が高まっている。

計画にもシカの食害に対する対策も記載されているが、引き続きしっかりと対策を講じていただきたい。